

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第5章の規定に基づき、建築物又はその建築物の敷地内における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理について、必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(適用地区)

第2条 この条例を適用する地区は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域又は近隣商業地域（以下「適用地区」という。）とする。

(建築物の新築等の場合の駐車施設の附置)

第3条 適用地区内において、次表の(ア)項の用途に供する建築物で(イ)項の規模のものを新築し、又は(イ)項の規模となる増築をし、若しくは(イ)項の規模のものについて増築をしようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に(ウ)項の基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を附置しなければならない。ただし、特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特にその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(ア)	建築物の用途	その建築物の全部を特定用途（共同住宅を除く。）に供するもの	その建築物の全部を非特定用途及び共同住宅に供するもの
(イ)	建築物の規模	延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。下欄において同じ。）が2,000平方メートルを超えるもの	延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。下欄において同じ。）が3,000平方メートルを超えるもの
(ウ)	駐車施設の規模	延べ面積が2,000平方メートルを超える部分（増築（200平方メートル未満のものは除く。）にあつては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して200平方メートルまでごとに1台	延べ面積が3,000平方メートルを超える部分（増築（300平方メートル未満のものは除く。）にあつては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して300平方メートルまでごとに1台

(混合用途建築物)

第4条 適用地区内における特定部分（法第20条第1項に規定する特定部分をいう。以下同じ。）（共同住宅の用途に供する部分を除く。）並びに非特定用途に供する部分（以下「非特定部分」という。）及び共同住宅の用途に供する部分を有する建築物（以下「混合用途建築物」という。）は、その全部を特定用途（共同住宅を除く。）に供する建築物とみなし、前条の規定を適用する。この場合において、特定部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。）と非特定部分及び共同住宅の用途に供する部分の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。）に3分の2を乗じて得た面積との合計をその建築物の延べ面積とする。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 適用地区内において、次表の(ア)項の規模を有する建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。）をしようとする者は、(イ)項により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(ア)	建築物の規模	非特定用途及び共同住宅に供する建築物で延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積	左欄に掲げる建築物以外のもの
-----	--------	---	----------------

		の合計を除く。)が3,000平方メートルを超えないもの及び混合用途建築物で前条の規定により算定した延べ面積が2,000平方メートルを超えないもの		
(イ)	用途の変更に より附置す べき駐車施設の 規模	2,000平方メートルを超える特定部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の面積に対して200平方メートルまでごとに1台	特定部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の面積が2,000平方メートルを超えることとなるものについては、2,000平方メートルを超える特定部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の面積に対して200平方メートル（第3条又は前条の規定により駐車施設を附置したものにあっては、600平方メートル）までごとに1台	特定部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の面積が2,000平方メートルを超えているものについては、増加した特定部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の面積に対して200平方メートル（第3条又は前条の規定により駐車施設を附置したものにあっては、600平方メートル）までごとに1台

（建築物の敷地が適用地区の内外にわたる場合）

第6条 建築物の敷地が適用地区の内外にわたる場合において、適用地区に当該敷地の過半が属するときは、当該建築物が適用地区にあるものとみなして、前3条の規定を適用する。

（駐車施設の基準）

第7条 第3条から第5条までの規定により附置する駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.25メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければならない。ただし、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りできると市長が認めるものについては、この限りでない。

（駐車施設の附置の特例）

第8条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により、市長がやむを得ないと認める場合に限り、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設置したときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

（届出）

第9条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、あらかじめ規則で定めるところに従い、駐車施設の位置、規模及び構造等について市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も同様とする。

2 第3条から第5条まで又は第8条の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、規則で定めるところに従い、市長に届け出なければならない。

（適用除外）

第10条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途変更をしようとする者については、第3条から第5条までの規定は適用しない。

2 この条例の施行後、第2条に規定する商業地域又は近隣商業地域以外の地域から新たにこれらの地域に定められた当該地域内において、当該地域として定められた日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者に係る当該行為については、第3条から第5条までの規定は適用しない。

（駐車施設の管理）

第11条 第3条から第5条まで又は第8条の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において建築物又は駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第5条まで、第7条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて駐車施設の附置若しくは設置又は原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を命じようとするときは、当該違反者に対して、その命じようとする措置を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、既に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者に係る当該行為については、この条例は適用しない。

附 則 (平成9年3月31日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (令和8年3月30日条例第14号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。